

第1319回 高知市教育委員会 2月定例会 議事録

1 開催日 令和7年2月20日(木)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第2号 第2期高知市教育振興基本計画の中間見直しについて

日程第3 市教委第3号 令和7年4月1日付け教職員の人事異動について

日程第4 市教委第4号 高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱及び解嘱について

日程第5 市教委第5号 高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について

日程第6 市教委第6号 高知市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

日程第7 市教委第7号 高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

日程第8 市教委第8号 高知市教育委員会公印規則の一部改正について

日程第9 市教委第9号 高知市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について

日程第10 市教委第10号 高知市通学バス運行規則の一部改正について

日程第11 市教委第11号 高知市立幼稚園園則の廃止について

報告 ○第506回高知市議会臨時会に提出する予算議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について

○令和7年1月市議会臨時会個人質問概要について(教育委員会関係)

○学びの多様化学校の設置に向けて

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	永 野 隆 史
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐
(2) 事務局	教育次長	竹 内 清 貴
	教育次長	植 田 浩 二
	教育政策課長	岸 田 正 法
	学校教育課長	川 元 雅 一
	学校教育課副参事	田 邊 裕 貴
	人権・こども支援課生徒指導対策監	藤 原 祐 三
	教育研究所長	越 智 知 恵
	学校教育課就学前教育班長	宮 田 純 子
	学校教育課人事班長	岡 崎 大 幸
	学校教育課人事班管理主事	森 岡 亮
	学校教育課人事班管理主事	渡 邊 拓 哉

教育政策課長補佐
教育政策課総務担当係長
教育政策課主査

神 岡 純 子
西 野 友 庸
四 國 真 衣

5 欠席者

2 番委員
3 番委員

谷 智 子
西 森 やよい

1 令和7年2月20日（木） 午後5時30分～午後6時50分（たかじょう庁舎6階大会議室）

2 議事内容

開会 午後5時30分

永野教育長

ただいまから、第1319回高知市教育委員会2月定例会を開会いたします。

日程第1，会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、野並委員，お願いいたします。

野並委員

はい。

永野教育長

本日は議案が10件となっています。

議案1件については人事案件のため秘密会となりますので、先に日程第3以外から進めたいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

永野教育長

それでは、日程第2 市教委第2号「第2期高知市教育振興基本計画の中間見直しについて」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

学校教育課副参事

それでは、「第2期高知市教育振興基本計画の中間見直しについて」御説明いたします。教育委員の皆様には2月10日に開催されました総合教育会議にて御意見を賜りまして誠にありがとうございました。その後、皆様から頂きました御意見を教育委員会事務局で検討し、中間見直し案に反映させました。その経緯を御報告いたします。

まず、谷委員さんから頂きました一つ目の御意見，SDGsにつきましては，3ページのように修正いたしました。教育振興基本計画の基本目標とSDGsのゴールとの関係についてもう少し関連があるのではないかという御意見でございました。このことにつきましては，4年前の令和2年度の2月定例教育委員会でも議論していただきましたが，その後4年を経て，国の動向や社会情勢の変化，子供たちや学校を取り巻く状況も変わりましたので，改めて見直しました。そこで3ページのとおりに修正いたしました。別添の1枚ものの資料，右上に修正前と表記したものと比べて御覧いただきますようお願いします。まず，ゴール3「すべての人に健康と福祉を」についてですが，冊子の49ページを御覧いただきますと，「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し，福祉を促進する」とございます。これを基本目標4と見比べてみますと，40ページに「地域との連携・協働体制の推進」という主要施策がございます。続きまして，次の41ページの1番上に「多機関との連携協働」，その中でも地域と関わる中で，福祉や防災，地域活性化等，身近にある課題という表記もございます。そして42ページには，「幼児期の教育と小学校教育の連携・接続の強化」という主要施策がございます。こうしたことから基本目標4にも関連があると考えました。続きまして，基本目標5につきましては，45ページを御覧いただきますと「就学のための経済的支援」という主要施策がございますので，ここも関連性が高いと考えました。次に，ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」についてですが，49ページを見ますと「ジェンダー平等を達成し，すべての女

性及び女兒の能力強化を行う」とございますので、このゴールにつきましては、世の中の現状や動きを考えますと、ゴール1や4と同様に全ての目標に関連すると判断いたしました。ただし、ゴール10・11・16につきましては、今一度基本目標のそれぞれの内容と照らし合わせましたが、この三つは現状のままだとふさわしいという判断になりました。これらの結果、3ページにあるSDGsの表のとおり修正いたしました。

次に、谷委員さんからの二つ目の御意見についてですが、「この教育振興基本計画は素晴らしいものなのでいろいろな場面で広めて活用してほしい」との御意見でした。この御意見につきましては、まず来週の2月25日に開催予定の3月定例校長会で周知し、全ての教職員にいきわたるようにします。また、管理職研修や初任者研修などでも取り上げ、積極的に周知してまいりたいと考えております。

続きまして、西森委員さんから頂きました御意見では、修正箇所の経緯を残してほしいとのことでしたので、今こちらにございますが、この1年間、各所課とやり取りいたしました内容や校長会及び教頭会の代表の先生方から頂いた御意見などをきちんとファイリングして残し、4年後の全面改定の際に役立てたいと考えております。

以上が総合教育会議以降に検討、修正した部分になります。どうぞよろしくお願いいたします。

永野教育長

ありがとうございます。2名の委員さんからの御指摘や御意見、あるいは御要望等を踏まえて今のような表現になっていますということでございますが、御意見がありましたら頂戴したいと思います。

森田委員

ありがとうございます。私たちが先ほどの説明をお伺いすると、経緯というのがどのように修正されたのかが理解できてよかったと思います。西森委員と谷委員は御欠席ではございますがそういうことでよろしいかという確認ができるのであればと思います。やはりこういう基本計画を教育現場のトップの方々に確認していただくのは非常に大事なことだと思います。

永野教育長

御指摘いただいた点は、しっかり両委員さんには伝えられているでしょうか。

学校教育課副参事

これからでございます。

永野教育長

それでは、その点もよろしくお願いいたします。

それではほかにございませんか。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

永野教育長

ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第2号「第2期高知市教育振興基本計画の中間見直しについて」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第2号は、原案のとおり決しました。

日程第4 市教委第4号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱及び解嘱について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

人権・子ども支援課生徒指導対策監

市教委第4号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱及び解嘱について」、御説明いたします。主旨といたしましては、委員の辞職申出に伴い、解嘱と、新たな委員の委嘱をするものでございます。

いじめ防止等対策委員会では、いじめ防止や改善策の検討を始め、いじめの重大事態に関する問題など、学校だけでは対処が困難であると教育委員会が判断する事案に関する調査、検証、審議等を行うことになっております。

委員は、いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、学識経験その他専門性を有する方を弁護士会、高知県警察本部、臨床心理士会、市医師会、高知大学、教員OBからなるシニアネットワークからそれぞれ御推薦いただき、6名を委嘱させていただいております。

資料5ページを御覧ください。今回、辞職の申出がありましたのは、医師会の所谷知穂委員でございます。新たに委嘱いたしますのは、金澤亜錦委員でございます。

新しい委員の委嘱期間は、高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例第14条に基づき、前任者の残任期間となりますので、令和7年4月1日から令和8年4月30日となります。

新たな委員名簿は、資料6ページのとおりとなっております。

それでは、御承認をよろしくお願いいたします。以上でございます。

永野教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

森田委員

少し確認をさせてください。いじめ防止等対策委員会というのは、「学校だけでは対応が困難な場合に」と先ほどおっしゃっていたのは、起こった後のトラブルに関して学校だけでは対応が困難だということか、学校で対応していて難しいとなったときにお願いする位置付けなのか、対策防止なので起こる前でもいろいろと協議をする位置付けなのかということが一つです。

二つ目は、女性委員の割合という話を頂いているのですが、これは何パーセントになりますか。

人権・子ども支援課生徒指導対策監

この対策委員会につきましては、定例会というのが年に1回、今年度は2回ありました。この定例会の方では、基本的にいじめの防止等も含んでの協議という形でやっております。ただし、高知市内の学校でいじめ重大事態というのが発生した場合に、本来、学校主体の重大事態調査と教育委員会が諮問する第三者機関で調査する二通りがありまして、学校主体では困難という場合について、この第三者機関が調査機関となり、いじめ重大事態の調査に入るという形になっておりますので、全体的な防止に関する協議をする場と、事が起こったときの調査をする機関であると捉えていただければと思います。

それから人数比につきましては、今回女性の委員が女性に変わりますので、6人中2名が女性、4名が男性ということで3分の1ですので、33.3パーセントが女性ということになります。それぞれの団体の方から御推薦を頂きますので、男性でお願いしますとか女性でお願いしますという依頼の仕方にはならないところもなかなかあって、結果として3分の1という形に現在はなっています。来年度もその人数比でいくことになっております。

永野教育長

ありがとうございました。かなり専門的分野の方々ですので、女性は何人にしなければならないという目標にはなかなかならないということでもよろしいでしょうか。

人権・子ども支援課生徒指導対策監

先ほど申しましたように、この機関は事が起こったときの調査に入る機関ですので、重大事態の中身が性加害、性被害に関わることで、例えば被害児童生徒が女の子の場合には、やはり調査に入る者の中にも女性の方がいないといけないというのは必要になってくる部分でもありますので、特

に心のケアの部分でいけば、臨床心理士会の方からの委員さんとドクターの方が今女性ということで、これについてはなんらかの形で維持はしていきたいと考えています。

永野教育長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第4号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱及び解嘱について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

【異 議 な し】

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第4号は、原案のとおり決しました。

日程第5 市教委第5号から日程第11 市教委第11号までにつきましては、高知市立かがみ幼稚園の廃園に伴う規則の一部改正と廃止するものであるため、まとめて事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長

日程第5 市教委第5号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」、説明いたします。令和7年3月31日付け高知市立かがみ幼稚園の廃園に伴い、一部改正するものです。資料9ページからの新旧対照表を御覧ください。左側にあります現在の規則のうち、幼稚園に関する部分を削り所要の繰り上げなどを行う内容となっております。

次に、日程第6 市教委第6号「高知市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」、説明いたします。現在、教育委員会では地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長事務部局の職員に補助執行させておりますが、高知市立かがみ幼稚園の廃園と令和7年4月1日付けの高知市の機構改革により規則の一部改正が必要となったものです。資料14ページからの新旧対照表を御覧ください。左側にあります現在の規則のうち、幼稚園に関する部分を削るとともに、4月の機構改革では、現在の総務部文化振興課が文化観光スポーツ部文化振興課に変わります。また、現在の市民協働部スポーツ振興課が文化観光スポーツ部スポーツ振興課に変わりますことから対応した表現に改めるものです。

次に、日程第7 市教委第7号「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」、説明いたします。資料18ページからの新旧対照表を御覧ください。左側にあります現在の規則のうち、幼稚園に関する部分を削るとともに、所要の繰り上げ等を行う内容となっております。

次に、日程第8 市教委第8号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」、説明いたします。資料25ページの新旧対照表を御覧ください。左側にあります現在の規則のうち、ひな形番号57と58が幼稚園に関する部分ですのでこれを削るものです。なお、24ページについては、第10条で引用しております規定に関する文言整理を行うものとなっております。

次に、日程第9 市教委第9号「高知市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について」、説明します。資料29ページの新旧対照表を御覧ください。現在、高知市立かがみ幼稚園には鏡学校給食センターで作った給食を届けておりますが、廃園に伴い左側にあります規則のうち幼稚園に関する部分を削るものです。教育政策課からの説明は以上です。

学校教育課長

続けて、市教委第10号「高知市通学バス運行規則の一部改正について」、説明いたします。かがみ幼稚園の廃園に伴い、規則の一部改正を行うものになります。32ページの新旧対照表を御覧ください。第2条の通学バスの運行対象校のかがみ幼稚園を削除し、第4条「通学バスの運行経路等は、教育長が運行対象校の校長又は園長と協議して決定するものとする」の「又は園長」という文言を削除したのになります。

続きまして、市教委第11号「高知市立幼稚園園則の廃止について」です。こちらもかがみ幼稚園の廃園に伴い、園則の廃止をするものになっております。説明は以上となります。

永野教育長

それでは市教委第5号から第11号までにつきまして審議を行います。質疑等はありませんか。

森田委員

別に心配なければいいのですが、33ページの園則廃止をすることでその決まりがなくなることで残務処理や残務業務に特に影響はないでしょうか。

学校教育課長

特に今そういった廃止することで業務に影響があるということは、幼稚園の方からは聞いておりません。

永野教育長

ほかにありませんか。

では私の方から、29ページの幼稚園の給食というのはセンターから除外されますけれども、後々保育園の方で給食に関する何かあるのでしょうか。そういったところは条例では反映されないでしょうけれど、そのあたりもきちっと準備なさっていますか。

教育政策課長

先日の保育幼稚園課からの説明では保育園で対応するという内容であったと記憶しております。

永野教育長

そうですね。自校炊飯でやられるということですね。

ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第5号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」、市教委第6号「高知市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」、市教委第7号「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」、市教委第8号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」、市教委第9号「高知市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について」、市教委第10号「高知市通学バス運行規則の一部改正について」、市教委第11号「高知市立幼稚園園則の廃止について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号は、原案のとおり決しました。

続いて報告事項です。

「第506回高知市議会臨時会に提出する予算議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について」、事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長

資料は、お手元の「令和7年1月 市議会臨時会 提出議案一覧（教育委員会所管分）」と書かれたA4縦の資料を御覧ください。

先の臨時議会に提出しました議案は予算議案2件でございます。いずれも全会一致で承認を頂いております。

まず、「学校給食物価高騰対策臨時特例事業費負担金（小・中・義務教育学校）」の補正額197,382,000円について、御説明いたします。昨年12月17日に成立した経済対策に係る国の補正予算を受け、当市では、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、物価高騰の影響を受けた市民の皆様の生活支援や事業者の事業継続を支援することといたしました。教育委員会では、当該交付金を活用して、物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するために、小中学校等に

おける学校給食費の支援を行いたいと思います。支援の具体的な内容としましては、まず、高知市立学校における令和7年2月及び3月の保護者負担分を公費で負担します。あわせて、食材料費高騰の影響を受け、予定していた給食費で食材料費を賄えなくなる見通しとなったことから、保護者負担となる不足の食材料費を物価高騰見合い分として、公益財団法人高知市学校給食会に公費負担するものでございます。詳細としまして、まず、「(3)給食回数に基づく保護者負担額」を御覧ください。対象となる児童生徒数、給食費単価、給食予定回数から、2月の所要額を約66,739,000円、3月を約53,814,000円と見込み、合計120,553,000円あまりの保護者負担額を計上しました。なお、補足としまして、就学援助世帯や生活保護世帯などの学校給食費については、別途公費が支給されておりますので、当該世帯への支給額を除いた金額を、また、交付金の趣旨が保護者の負担軽減であることから、教職員等の給食費は対象外といたしました。次に、「(4)食物アレルギーによる給食提供困難世帯への給付」としまして、食物アレルギーのため、給食の実施日には毎回お弁当を持参している家庭、対象者は小学校14名、中学校はおりませんが、その家庭に対しましても、保護者負担軽減を目的として、給食費相当の給付金、総額、約127,000円を支給いたします。

続いて、2ページを御覧ください。不足の食材料費、物価高騰見合い分につきまして、御説明いたします。食材料費の高騰が続いており、③にありますように、特に令和6年9月以降は米の価格が上昇し、11月以降の米の価格は昨年度価格の約2.3倍となっています。このような中、収支のバランスを保つため、献立の調整によって対応をしているところですが、食材料費高騰の影響を受け、予定していた給食費では食材料費を賄えなくなる見通しとなりました。①を御覧ください。学校給食会の見通しでは、79,000,000円あまりの不足となる見通しです。学校給食の食材料費は保護者が負担するものであり、不足分は保護者へ追加請求すべきところでございますが、冒頭にも申しましたとおり、当該交付金を活用し、物価高騰見合い分として、不足分を公費負担するもので、3ページの④にお示ししております、不足分の約76,701,000円について、食材購入を行っている、公益財団法人高知市学校給食会に公費負担するものでございます。その下の「(6)学校給食物価高騰対策臨時特例事業費負担金（小・中・義務教育学校）」を御覧ください。これまで御説明しました公費負担額をまとめたものでございます。2月、3月の保護者負担分、食物アレルギーによる給食提供困難世帯への給付分、学校給食会への食材料費の負担分、合わせて197,382,000円を計上いたしました。

続きまして、4ページ、「学校給食物価高騰対策臨時特例事業費（特別支援学校）」の補正額451,000円について、御説明いたします。内容としましては、先ほどと同じく、重点支援地方交付金を活用して、物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するものでございます。「(3)給食回数に基づく保護者負担額」を御覧ください。対象となる児童生徒数、給食費単価、給食予定回数から、2月の所要額を約132,000円、3月を約101,000円、合わせて、232,800円を計上いたします。なお、特別支援学校は、学校で食材の調達から給食提供までを行っておりますので、賄材料費として予算の補正を行い、学校に支払うものでございます。また、補足としまして、小・中・義務教育学校の御説明の際に申し上げた、「食物アレルギーによる給食提供困難世帯への給付」につきましては、現在、特別支援学校では対象者がございませんので、計上しておりません。続きまして、5ページを御覧ください。不足の食材料費、物価高騰見合い分につきましては、小・中・義務教育学校と同様に、食材料費の高騰を受け、収支のバランスを保つため、献立の調整によって対応をしてまいりましたが、食材の高騰が続いていることにより、予定していた賄材料費では、食材料費を賄えなくなる見通しとなりました。保護者へ追加請求すべき不足分について、当該交付金を活用し、物価高騰見合い分として、食材購入を行っている、特別支援学校に、6ページの④でお示ししております、約218,000円について、賄材料費の公費負担をするものでございます。最後に「(5)学校給食物価高騰対策臨時特例事業費（特別支援学校）」につきましては、これまで御説明しました公費負担額をまとめた表となっております。2月、3月の保護者負担分、特別支援学校への賄材料費の負担分、合わせて451,000円を計上しております。

説明は以上でございます。

永野教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

委員一同

【異 議 な し】

永野教育長

よろしいですね。ありがとうございます。

次に、「令和7年1月市議会臨時会個人質問概要について」、事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長

お手元にお配りしております、「令和7年1月市議会臨時会質疑概要（教育委員会関係）」と書かれた資料を御覧ください。1月31日から2月3日にかけて行われました、1月市議会臨時会における教育委員会に関する質疑の内容を御報告します。

教育委員会関係では、1名の議員から四つの質疑がありました。いずれも学校給食費の保護者負担軽減に関することで、米価格が特別支援学校とそれ以外の学校で差があることが①です。②は大量購入の方が単価は高くなっていること、③は小学校と中学校の単価が違うこと、④は入札方法や頻度についてといった質疑がありました。これに対します答弁としましては、①の方では、小・中学校は公益財団法人高知市学校給食会が入札により購入している一方で、特別支援学校は学校独自で購入しているため価格差が生じていると答弁しております。それから②の方ですが、まず状況といたしまして、1か月分の米の使用量といたしまして、特別支援学校が約250キログラムです。一方の小学校では、1か月で約20トン、中学校では約8トンという状況にあります。その中で全国的に米の確保が難しくなっている中で、特別支援学校は250キロということで少量ですので比較的確保しやすいです。小・中学校については、一度に20トンや8トンと大量の米を確保しなければならないというところで、これまでよりも単価を上げなければ調達できなかったのが逆転のようになっているという回答をしております。③になります。学校給食会が米の入札を行っておりますが、小学校と中学校で分けてやっておりますので、落札者も異なることになりますし、金額も違ってくるという回答をしております。最後④につきましては、入札の方法や頻度というところですが、回数としましては年間で5回の入札です。それぞれ対象の月を分けてやっていますというようなことで回答を答弁させていただいたところです。以上です。

永野教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

森田委員

教えていただきましてありがとうございます。理解いたしました。議会の方で4月以降の支援はどうなるかという質問は特になかったのでしょうか。

教育政策課長

議場の質疑というところではお示しした資料のとおりでしたので、7年度以降のことについてのお話はございませんでした。

森田委員

ありがとうございます。

永野教育長

政府米が放出されたけれど価格が下がらないとも聞いています。今日の読売新聞の方では、政府の方針が26年度に無償化に向けてという記事がありましたけれども、どのような動きになるのか注視していきたいと思っています。今後ともよろしく願いいたします。

では、この件に関してはよろしいでしょうか。

委員一同

【異 議 な し】

永野教育長

次に、「学びの多様化学校の設置に向けて」、事務局からの説明をお願いします。

教育研究所長

資料が2枚になっております。報告資料とアンケート調査結果ということで、これまでも総合教育会議等でお示しさせていただいた内容となっております。

本日は、学びの多様化学校の設置に関わりまして、これまで頂きました意見を踏まえて、本市教育委員会で検討いたしました内容について、御報告をさせていただきます。

まず、資料の「1 設置の背景と目的」につきまして、1段落目と2段落目には、これまで御説明させていただいております、本市の不登校の現状や国の動向、また、本市の不登校支援の現状について記載しております。このような動静を踏まえまして、3段落目太字の箇所にありますように、本市では、これまでの取組に加えて、より柔軟で多様な学びの場を提供することが必要と考え、新たな学びの場を選択肢として、不登校の子供たちの個々の実態に配慮した特別な教育課程を編成して教育を実施できる「学びの多様化学校」を設置し、全ての子供が「自分らしく」「安心して」学べる教育環境を整えていく必要があるということを記載しております。

続いて、「2 「学びの多様化学校」の設置について」になりますが、こちらには校種、設置形態についての考えを示しております。記載しておりますように、学びの多様化学校は、学校の一種として法定、法令に定める様々な設置基準等を満たす必要がございます。設置に関わりましては、学校の校舎に相当する基準を満たす学校型での形態とする場合には調整に相当な期間を要することとなり、本市の不登校の現状や子供の声などからも校種については中学校とし、設置形態につきましては通常の学校の分教室において、学びの多様化学校としての特別な教育課程に基づき教育を実施できる分教室型での設置が適していると考えています。

裏面、「3 学校の特色」を御覧ください。1月と2月の定例教育委員会や総合教育会議等で頂きました御意見を踏まえまして、本市の実情を鑑みた特別な教育課程の概要をお示しいたしております。御覧いただきますように、不登校の実態に配慮し総授業時数を減らすことで朝や放課後の時間に余裕を持たせるなどの柔軟なカリキュラムを編成し、また、各教科を横断的・合科的に扱う新設教科や総合的な学習の時間を充実したカリキュラムを編成することで、生徒が自らの興味や関心がある分野を追求していく過程を通じて、自分らしい成長の在り方を模索し、自分なりの生き方を築くことによって、自己肯定感の醸成を図り、主体性・創造性・社会性の育成を目指す、このようなコンセプトの基、不登校の生徒に配慮した教育課程を編成できる学校を設置してまいりたいと考えております。

4にございますように、現在は設置に向けて文部科学省との調整を始めたところであります。可能な限り早期の開校を目指して必要な手続等の準備をしていくよう計画をしているところでございます。

なお、このような内容で3月定例議会の委員会で報告する予定です。説明は以上でございます。

永野教育長

ありがとうございます。少しずつですけれども見えてきたということで、まだ輪郭をはっきり3月議会で示すわけにはいかないところではございますけれども、現状での報告ということですが何かございませんでしょうか。

森田委員

教えていただいてありがとうございます。

三つほど教えていただきたいです。

一つは、この資料の裏の3のコンセプトの中に、リフレッシュタイムがお昼休みの中にありますが、これはお昼ごはんとはまた違って、一人で過ごしていいよ、いやみんなで何かするよというようなイメージでしょうか。リフレッシュタイムがどんなイメージなのかを教えていただきたいと思いました。

二つ目は、ここに通ってここが居場所として落ち着いて、ここで卒業したいという中学生がいたとしてもそれはそれでいいのか、いずれは中学校に戻ると考えていいのか、そのスタンスを教えてください。

最後は、私立の中学校に通っているのだけれども通えなくなったという方がここを選択肢として考えるということはあるのかどうか。以上、三つを教えてください。

教育研究所長

ありがとうございます。詳しい教育課程については、これから文部科学省との調整ということになっていきますが、子供たちが気持ちを安らげ、困ったときに相談しやすい時間をしっかり確保していきたいと考えております。リフレッシュタイムはそのようなことを実現していく中での計画を予定しておりますが、今後、教育課程全体の中でこういったことについても詰めていくことになっていくかと思います。

2点目、転入というような形になりますので、対象の生徒さんと入室については、今後どのような形で検討していくかというのは検討課題となっております。

3点目、私立のお子さんについては、対象といたしましては高知市在住の生徒ということになりますので、こちらについてはほかの私立学校の転入学と同じような形の中で入室検討委員会の中での最終的な判断になると思いますが、こちらにつきましても市教委で対象も含め、どのような入学の手続きが必要か判断していくかというのは、今後の課題になっていきます。いずれにしても不登校のお子さんが対象になりますので、そこは変わらないところになるかと思います。

永野教育長

ありがとうございました。ほかによろしいですか。

野並委員

総授業時数770時間というところは、どのように決めたのですか。法的な限界のラインなどがあるのでしょうか。教えてください。

教育研究所長

ありがとうございます。標準授業時数は1,015時間でございますが、学びの多様化学校の先進校の総授業時数の事例を調査しますと、様々ではございますが770時間の学校が多かったです。中には770時間を下回っている学校もございましたが、調査している学校と文科省のやり取りの中で、770時間という数字が出てきたというような話もございますので、これまでの事例等を踏まえまして770時間が適当ではないかと考えています。

野並委員

場合によってはもっと少ない時間がいいように思いますが、770時間を切ってしまうと授業として認められないとか出席として認められないとかそういうわけではありませんか。

教育研究所長

授業として認めないとか出席等に当たらないとかそういった基準ではないのですけれども、学修指導要領の内容をしっかりと理解するといえますか、履修する必要がございますので、そういったところで学習指導要領の内容を学び、削減したところは補完する、補充する新設教科等の教育課程の編成の中で、一定770時間というところは多くの学校で見られているというような状況でございます。

野並委員

ありがとうございました。

永野教育長

ほかにはよろしいでしょうか。それでは、この件についてはこれで終わりにしたいと思います。

次に、日程第3 市教委第3号「令和7年4月1日付け教職員の人事異動について」を議題とします。この案件は、人事案件のため[秘密会]といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

【異 議 な し】

（この案件は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会とし，会議録に記載しない。）

永野教育長

秘密会を解きます。

以上で，本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後6時50分

署 名

教育長

4番委員